

平成 22 年 12 月 13 日

要望項目等に関する最終整理案
[地方税]

【個人住民税関係】

諸控除の見直し【個人住民税】（案）

○ 扶養控除の見直し

(1) 成年扶養控除の見直し

所得割の納税義務者が次に掲げる成年扶養親族を有する場合には、その所得割の納税義務者の前年分の総所得金額等からその成年扶養親族 1 人につき、33 万円を控除することとする。

① 特定成年扶養親族

② 特定成年扶養親族以外の成年扶養親族（前年の合計所得金額が 400 万円以下である所得割の納税義務者の成年扶養親族に限る。）

(2) 負担調整措置

所得割の納税義務者が特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を有する場合（その所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が 400 万円を超える場合に限る。）には、その所得割の納税義務者の前年分の総所得金額等からその成年扶養親族 1 人につき、33 万円からその所得割の納税義務者の合計所得金額のうち 400 万円を超える部分の 33%に相当する金額（当該金額が 33 万円を超える場合には 33 万円）を控除した残額を控除する負担調整措置を設ける。

(3) その他

① 個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、成年扶養控除の見直しの後も市町村が成年扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を講じる。

② 現行の調整控除について、成年扶養控除の見直しに伴う所要の措置を講じる。

③ 成年扶養控除の見直しに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講じる。

（注）上記の改正は、平成 25 年度分以後の個人住民税について適用する。

○ 退職所得課税の見直し

退職所得に係る個人住民税の10%税額控除については、廃止する。

(注) 上記の改正は、平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用する。

※ 所得税の給与所得控除及び退職所得課税の見直しは、個人住民税に自動影響（給与所得控除の見直しは平成25年度分以後の個人住民税に、退職所得課税の見直しは平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用）

金融証券税制【個人住民税】(案)

P